

日刊（日曜日、土曜日、休日休刊）



発行 東京都

丁目地内

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有

害物質の種類 鉛及びその化合物

目 次

告 示

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……（環境局環境改善部化学物質対策課）……一

○軽油引取税に係る免税証の無効処分……………二

○開発行為に関する工事完了……………（主税局課税部課税指導課）……二
：（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……二

告 示

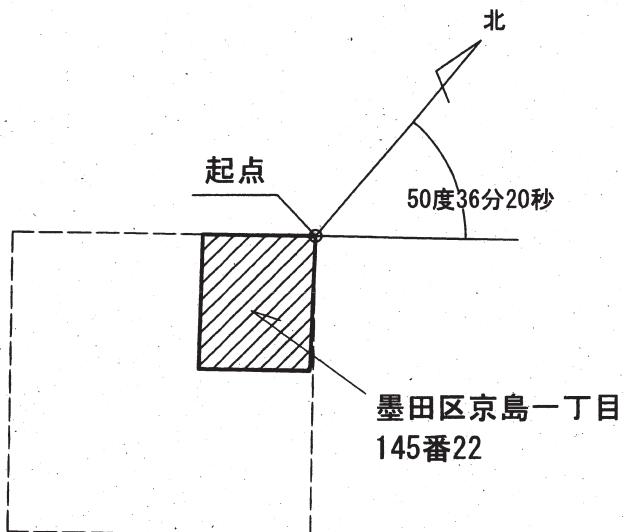
●東京都告示第六百七十八号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一條第一項の規定により、特定有害物質によつて汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和六年六月三日

東京都知事 小池 百合子
一 形質変更時要届出区域 別図のとおり（墨田区京島一

別図



【起点】

起点は、墨田区京島一丁目145番22の最北端とする。

【凡例】

調査対象地

----- 単位区画

形質変更時要届出区域

【格子の回転角度(50度36分20秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

令和六年六月三日

東京都知事 小池百合子

軽油引取税に係る免稅証

免稅証の種類	組番号	枚数	被交付者	事故発生日
五百リットル	〇一九七	一枚	大島町差木地字ク太	高橋良 令和六年四月二日
	三五	ダツチ		

開発行為に関する工事の完了について
都市計画法(昭和四十三年法律第二百二十六号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和六年六月三日

東京都多摩建築指導事務所長

茂木竜一

開発区域又は工区に含まる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

調布市深大寺北町一丁目三番 小平市鈴木町一丁目四百七
三から同番八まで、同番十四十五番地一
及び同番十五

武藏開発株式会社
代表取締役 深松優

軽油引取税に係る免稅証の無効処分について

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第一百四十四条の二十一第六項の規定により交付した次の表の上欄に掲げる地方税法施行規則(昭和二十九年總理府令第二十三号)第十六号の十三様式による軽油引取税に係る免稅証を、同表下欄の事故発生日以降無効とした。

公 告

発行 東京
電話 ○三(五三三二)一一一(代)
郵便番号 163-8001
定価 一本
一箇月 三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 三 鈴 印 刷 株 式 会 社
電話 ○三(五二七六)〇八一(代)
郵便番号 101-0051